特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される法第六十九条の二第一項	法第六十九条の二第一項		
復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される第百四十九条第二項第一号	第百四十九条第二項第一号	第百四十九条第三項の表第三項の項	
（特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法	（法		
法第六十九条の二第一項（「とあるのは、「	第百九十二条の二		
係る所得税の額	第二百一条の二第一項各号		
法第百四十四条の二の二第一項	第二百一条の二第二項		
復興特別所得税に関する政令第十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される法第二百一条の二第二項第一号	第二百一条の二第三項の表第二項の項		
法第百四十四条の二の二第一項			
特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される法第百四十四条の二の二第一項			
第二百一条の二第一号	第二百一条の二第三項の表第二項第一号	第二百一条の二第三項の表第三項の項	第四条第一項及び第二項
（法			
（特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法			
復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される第二百一条の二第二項第一号			
特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される法第百四十四条の二の二第一項			
おける			
おける復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される			

地方法人税法施行令（平成二十六年政令第百三十九号）		

第十三条第二項の表法人税法施行令の項を次のように改める。

法人税法施行令	第百四十条の二第一項第一号	対する所得税
	第百四十条の二第一項第二号	以外の所得税

対する所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税
以外の所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税

第十六条　法人税法施行令の一部を改正する政令（昭和四十二年政令第百六号）の一部を次のように改正する。

（法人税法施行令の一部改正）

第十三条第二項の表租税特別措置法施行令の項中「、同法」を「、法人税法」に改める。

第十七条　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成十七年政令第百三号）の一部を次のように改正する。

附則第十九条第三項の表第三十二条の二第十三項の項の次に次のように加える。

連結事業年度	所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第十六条の規定による改正前の租税特別措置法第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度

（平成十八年租税特別措置法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第十八条　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第百三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二十九条第三項の表第十二項の項の前に次のように加える。

第一項	第十五条の二の五第一項
第十項第二号及び第十一項	連結事業年度に	第十五条の二の六第一項
	所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第十六条の規定による改正前の租税特別措置法第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度に

附則第二十九条第三項の表第十二項の項中

法第六十八条の四十五第一項又は	旧効力措置法第六十八条の四十五第一項又は

を

法第六十八条の四十五第一項又は	旧効力措置法第六十八条の四十五第一項又は
連結事業年度	所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第十六条の規定による改正前の租税特別措置法第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度（以下この条において「連結事業年度」という。）

に改める。